

# 教育民生常任委員長報告

令和8年3月16日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月2日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、請願については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第19号「三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）」外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第37号「指定管理者の指定の変更について」は、今後も地域の高齢者の安心安全な生活に資するよう、他の事業者による指定管理運営を図るなど、事業の継続も含め、引き続き検討されたい。

次に、請願第1号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて」の審査にあたって、福祉保健部から、市では、条例の制定はしていないが、これまで「手話施策推進法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に示されている基本理念に沿って施策を進めてきた。これらの法律には、各市町村で策定する障害者計画について「法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする」と規定されている。現在、市では令和9年度から更新する障害者福祉計画の見直しを行っており、法律の趣旨を踏まえた内容としていくよう考えている。また、当事者団体との意見交換も今後予定している。これは条例を制定することが目的ではなく、計画の見直しに向けたヒアリングになるが、市の特性に応じたものが必要だということであれば、どのような内容が求められているかを検討しながら、手話の位置づけや情報のあり方をしっかりと計画の中に明記していきたいと考えている。との説明があり、提出者からは、

市は住民に最も身近な行政機関であり、教育、福祉、医療、防災など、直接担う立場にある。条例を制定することにより市としての責務を明確にすること、市の実情や地域の特徴に則した具体的施策を位置付けること、そして事業者、学校、関係機関との共通理解を形成することが可能となる。特に教育や防災、窓口対応など、市が主体となっていく分野においては、条例による明確な根拠があることが、継続的で実行性のある取組につながると考えている。例えば、手話で社会生活を送っている場合、入ってくる情報は断片的になってしまう。買い物で手話を使うと好奇の目で見られることもあり、そうした苦しい思いをして暮らしてきた人も多くいる。その苦しみを、これから生まれて育つ子どもたちに引き継ぎたくないからこそ、皆さんに現状を知ってもらいたいという強い思いがある。との趣旨説明がありました。

採決の結果、本請願は、願意が妥当であることから、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。